

第9期(令和6~8年度)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

介護保険は、市が保険者（運営主体）、40歳以上の方が被保険者となり、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるとともに、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと元気に生活できるように介護予防事業や支援を行う制度です。

令和7年に団塊の世代が75歳に、令和22年には団塊の世代の子ども世代が65歳になり、介護・医療の需要が増加することが見込まれているため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

本市では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、計画の基本理念に基づき、これまでの取組を踏まえた基本目標を設定し、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進を重点に、多様な施策を実施します（表1）。



介護保険地区懇談会の様子（気仙沼地区）

表1 本市の将来像、計画の基本理念・目標および主な施策

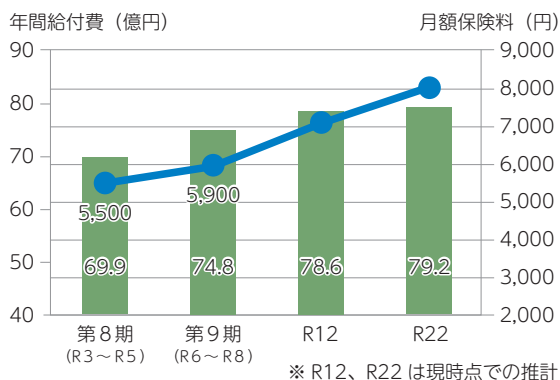
将来像および計画の基本理念	計画の基本目標および主な施策
<p>本市の目指す将来像 高齢者が住み慣れた地域で、介護・医療が必要になっても、地域で支え合いながら、安心して暮らし、自分らしく生きることができるまち</p> <p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人間性の尊重と権利の保障 2 社会参加と生きがいづくり 3 支え合う地域社会づくり 4 介護予防の重点化 5 必要に応じたサービス体制の整備 	<p>基本目標Ⅰ 健康寿命を延ばす健康づくりや介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の健康診査・特定保健指導の実施 ・健康ポイント事業 ・市オリジナル体操の普及 ・交流サロン事業 ・介護予防サポーター養成事業 ・フレイル予防サポーター事業 等
	<p>基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して生活できる施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キット配付事業 ・老人クラブ活動の助成事業 ・高齢者虐待の防止対策の推進 ・家族介護者交流事業 等
	<p>基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進協議会における地域支援ネットワークの強化 ・地域包括支援センターの体制強化 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援体制の整備 等
	<p>基本目標Ⅳ 介護サービスの充実を目指す基盤整備の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な介護サービス基盤の整備 ・介護人材の育成・確保対策 ・制度の周知とサービス情報の提供 等

「地域包括ケアシステム」とは

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防に加え、本人の意向と生活実態に合わせて切れ目なく継続的に生活支援サービスや住まいも提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

介護保険料が変わります

給付費と保険料の推移・見込



65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、本年度から令和8年度まで基準額が月額5,900円となり、これまでより400円増加します。

この介護保険料は、今後3年間の要介護等の認定者数や、サービスの利用者数の見込等により推計した保険給付等の合計額約226億円などを基に算出しています。

なお、介護保険料の算定に当たり、市の介護保険財政で保有している基金から約1億円を充て、被保険者の負担軽減を図っています。

被保険者ごとの保険料は、負担能力を反映させるために段階を設け、これまでは9段階でしたが、本年度からは13段階となります(表2)。 高齢介護課 22-3462

表2 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(令和6~8年度)

所得段階	年間保険料額	対象となる方
第1段階	20,400円	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方
第2段階	34,800円	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階	48,600円	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方
第4段階	64,200円	本人が市民税非課税で、世帯員が課税されており、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方
第5段階 (基準額)	70,800円	本人が市民税非課税で、世帯員が課税されており、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方
第6段階	84,600円	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	91,800円	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	106,200円	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	120,000円	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	134,400円	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	148,200円	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	162,600円	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	169,800円	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上の方

新設

- 第1~3段階は、公費負担により保険料が軽減されています。
- 「合計所得金額」とは、事業や給与等の各収入金額から必要経費を控除した金額の合計額です。
※第1~5段階までの方は年金収入に係る所得を除いた金額となります。
- 公共事業等で官公庁に土地や建物を売却した際の譲渡所得については、税法上の特別控除が適用となり、合計所得金額から控除されます。

介護保険料の決定通知書は7月中旬にお送りします

本年度の市民税の額が決定した後、それを基準に算定のうえ、本年度の介護保険料を確定し決定通知書をお送りします。

なお、納付書や口座振替で納付している方には、4月中旬に、暫定的に前年度の保険料の額を基とした仮の額で賦課した4~6月分の決定通知書をお送りします。